

学習会報告「保健教育における個別指導の進め方、考え方」について

(公財) 日本学校保健会 令和5年度保健教育推進委員会委員長 野津 有司

1. 背景

保健教育では、体育科・保健体育科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間、その他関連する教科等などの集団指導とともに、日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導についても着目し、両者を関連させながら進めていくことが重要です。また、「令和の日本型学校教育」の趣旨を踏まえて、保健教育の推進においても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが望まれます。

(公財) 日本学校保健会では、こうしたことを踏まえて、指導資料『保健教育における個別指導の進め方、考え方』を昨年度に作成し、その啓発・普及を図っています。

2. 保健教育における個別指導の定義と指導体制

保健教育での個別指導とは、学習指導要領に基づく保健教育の着実な実施の下で、児童生徒一人一人の健康に関する興味や関心、発育・発達や保健の学習課題等を踏まえた個別の指導と言えます。すなわち、一人一人の資質・能力を高めていくことを念頭に、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、児童生徒が自身の課題を解決できるようにするための指導です。

その中で、本指導資料における個別指導は、体育科・保健体育科などの集団指導の内容や時期等を踏まえつつ、個々の児童生徒や任意の小集団を対象として意図的・計画的に取り組む指導としています。授業などの集団指導中にその場で行う個別の指導（支援・助言）とは異なります。

そして、この個別指導においては、管理職のみならず全ての教職員の共通理解と協力による指導体制を確保することが不可欠であり、学校保健計画や学校安全計画に位置付けることが望まれます。また、保護者の十分な理解と連携を図る必要があります。さらに、学校医等や専門的な機関等からの協力を得て、より効果的な個別指導を行うことも期待されます。

3. 中学校の個別指導例と実施上の留意事項

第2章では、具体的な健康課題として「性」「がん」「薬物乱用」「心の健康」「防災」を取り上げ、中学校における個別指導例をそれぞれ示しています。

これらの指導例は、全ての中学校で実施すべき内容ではないことから、自校の児童生徒や保護者、教職員の実情やニーズ等に応じて、個別指導を実施するかどうか、また指導内容や指導方法について、学校が十分検討した上で計画的に実施することが求められています。その際、性に関する内容については、個別指導においても、学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編等に留意事項として示されている「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること」に配慮することが大切とされています。

また、個別指導の実施に当たっては、具体的な悩みや相談など児童生徒の状況に応じて、適宜、健康相談や保健指導につなげることも想定されます。また、保健に関する指導の全てを学校教育で担うものではなく、家庭や地域社会（保健医療機関や思春期の相談窓口等）での指導の機会との連携も重要であることを念頭において進める必要があります。

4. 今後に向けて

子供たちの心身の発育・発達には個人差があり、様々の健康課題に関する感受性や考え方も異なり、家庭の事情や背景も多様です。そのため、集団指導で教えるばかりでなく、集団指導で学習した知識を補完したり、発展させたり、また配慮を必要とする児童生徒により細やかに寄り添ったりすることができる個別指導を充実することは大変有意義です。性に関する指導においても、学習指導要領に基づく集団指導とともに、この個別指導を効果的に活用することが望まれます。